

令和6年度入学 学校選択制の御案内

芽室町教育委員会教育推進課

1 芽室町が実施する学校選択制（特定地域選択制）

特定地域（4地区と1地区の一部）に住所を有する方を対象とした、小学校や中学校入学時に学校を選択できる制度です。

現在は、芽室小学校・芽室中学校が通学先となっても、希望により芽室西小学校・芽室西中学校への入学が可能となります。

なお、希望により芽室西小学校・芽室西中学校への入学を選択した場合は、卒業までその学校に通うこととなります。

2 実施方法

①対象となる住所の範囲（特定地域）

柏木町、弥生西町、幸町、北町、弥生北町の一部（東1条10丁目から東6条10丁目4～8番地まで）に住所を要する方に限ります。

②対象となる児童生徒

- ・特定地域に住所があり、令和6年度に芽室町立小学校・中学校に入学する新1年生
- ・特定の地域に転入学される方
- ・新1年生が芽室西小学校・芽室西中学校への入学を希望することにより、兄弟姉妹が別な学校に通うこととなる場合の在校生

③選択できる児童生徒数

通学区域内入学予定者数と教室数さらに年度途中の転校生などを勘案して受入れを決定します。

④選択に当たっての注意事項

- ・入学決定後は、変更することが出来ません。
- ・通学に当たって責任は、保護者が負うこととなります。
- ・徒歩による通学が原則ですので通学距離を考慮してください。

⑤学校説明会等

選択を検討いただくことを目的とした学校説明会等は特に実施いたしません。希望により学校内を見学することもできます。学校内見学を希望される方は、令和5年11月2日（木）までに教育推進課教育総務係へ御連絡願います。

3 申請手続き

【学校選択を希望する場合】

- ・学校選択希望申請書（第1号様式）を提出してください。
- ・申請方法は、郵送でも直接持参のどちらでも構いません。
- ・申請期間は、持参の場合は令和5年11月30日（木）までとします。なお、郵送の場合は令和5年11月30日（木）の消印有効とします。
- ・希望申請書を教育委員会で受理後、「受理書」を送付いたします。

【希望申請を変更（取り下げ）する場合】

- ・希望申請書を提出後に変更（取り下げ）する場合は、御連絡願います。届出用紙（学校選択希望申請取り下げ書）を送付いたします。なお、取り下げ書の締切日は、持参の場合は令和6年1月4日（木）とします。なお、郵送の場合は令和5年12月28日（木）の消印有効とします。

4 決定方法

- (1) 希望者が受入れ人数の範囲内の場合
希望どおり入学することができます。
- (2) 希望者が受入れ人数を超えた場合
 - ・原則として公開抽選で入学者を決定します。抽選となった場合については、改めてお知らせいたします。
 - ・抽選に漏れた場合は、通学区域の指定校に入学することになります。

芽室町教育委員会

〒082-8651 芽室町東2条2丁目14番地 電話0155-62-9729
申請及び問合せ先 教育推進課 教育総務係